

## お墓のあれこれ（1） 「永代使用」と「永代供養」について

終活において、葬儀と並んで皆さまのご関心が高いのが「お墓」です。

昭和から平成に入るところまでは、お墓といえばお寺や霊園に「〇〇家の墓」として家ごとに墓石が建てられているスタイルのものばかりでした。ところが、ライフスタイルが多様化し家族のカタチが変容する中で、「〇〇家の墓」に捉われないスタイルのお墓が誕生し始めました。それが、「永代供養」や「合葬・合祀」のお墓です。



そもそも「〇〇家の墓」に入るためには、存命の「使用者」つまり名義人が必要です。両親を看取ってお墓に入れた、いずれは自分もそのお墓に入ろうと考えていたある女性は、自分がこのお墓に入るときのお墓の「使用者」は誰になるのだろう？と気づきました。ひとりっ子で未婚だった女性には、お墓の名義を継いでくれる親族が誰もいなかったのです。

そこで彼女は、継ぐ人が誰もいなくても入ることができるお墓を探し始めました。注意しなければならない点は、「永代使用」と「永代供養」という言葉の違いです。

「永代使用」を謳っている墓地・納骨堂は多くあります。ずっと使い続けられるのだろうという想像が働きますが、これは、墓地を永代にわたり使用する権利を得るというだけのことです。使用する存命の権利者が常に必要となるケースが多く、これだけではお墓を継いでくれる親族がいない人には向きません。

「永代使用」であると同時に「永代供養」を標榜している墓地や納骨堂を選ばなければなりません。永代供養とは、遺骨を永代にわたり供養してもらえ権利を得るという意味です。したがって、存命の使用権者を必要とせず、後継者がいなくても安心して自分で用意したお墓に入ることができます。

まずは、「永代供養」をしてくれて、後継者がいなくても納骨させてもらえるということを確認した上で、お墓を決める必要があります。その場合には、個別の区画のお墓というよりは、「合葬または合祀」と呼ばれるように皆で一緒に葬られる納骨堂や樹木葬などのケースが多くなります。個別区画での永代供養のお墓もない訳ではありませんが、かなり高額になること、数十年後にはいずれ「合葬または合祀」される約束になっていることに注意が必要です。

また、「合葬または合祀」に一度してしまうと、取り出すことはできなくなることが多いので、この点もよく考えてから決断してください。

今回は、「〇〇家の墓」に既に眠っている両親の遺骨を、自分も一緒に入れるように用意した合葬で永代供養の納骨堂に「改葬」する手続きについて、具体的にご紹介します。

つづく